

最高裁昭和六一年（行ツ）第一〇八号、元・三・三判決  
判 決

上告人 社会福祉法人恩賜財団済生会

被上告人 中央労働委員会

右補助参加人 全済生会労働組合

右補助参加人 全済生会労働組合中央病院支部

右当事者間の東京高等裁判所昭和六〇年(行コ)第七八号不当労働行為再審査申立棄却命令取消請求事件について、同裁判所が昭和六一年三月三十一日言い渡した判決に対し、上告人から全部破棄を求める旨の上告の申立があった。よって、当裁判所は次のとおり判決する。

(主文)

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

(理由)

上告代理人 Y1、同 Y2 の上告理由について

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。右違法のあることを前提とする所論違憲の主張はその前提を欠く。論旨は、採用することができない。

よって、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷